



実りの島
壱岐

ちょっと
そこまで



イキイキ

IKI壱岐

日帰りレンタカー付プラン

博多港から
高速船で
最短65分!

お支払い実額
(お1人様)

7,500 円 ~ 12,500 円

出発日の3日前まで
ご予約OK!
[土日祝日除く]
3営業日前

レンタカー8時間観光&博多港発着フェリー往復利用の場合

2023年6月1日(金) ~ 10月31日(火)

除外期間: 2023年8月10日(木) ~ 8月16日(水)

お申し込みは
インターネットから!

壱岐観光ナビ

検索



プラン内容

往復乗船料



レンタカー
(普通or軽自動車)

催行人数

大人1名様より催行

(※小人料金設定なし。下記※印をご覧ください。)

受付案内

出発の3日前(土日祝日を除く3営業日前)までにお申込み下さい。ただし、ご希望の便がすでに満席の場合はご利用いただけません。

添乗員

同行致しません。お客様に旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券をお渡しします。旅行サービスの提供を受けるために手続きはお客様ご自身で行って頂きます。

【旅行代金に含まれるもの】往復乗船料・レンタカー代・消費税

【参画レンタカー会社】

玄海交通レンタカー・みなとレンタカー・ニコニコレンタカー・壱岐レンタカー

各交通機関は天候等により出発時刻が変更または運休する場合があります。事前にご確認くださいようお願い申し上げます。お申し込み前にプラン内容をよくご確認ください。キャンセル料他、裏面に掲載している「旅行条件書」をご確認ください。

料金表 [旅行代金: お一人様]

料金区分	 博多港発着 フェリー往復利用	 博多港発着 高速船往復利用	 博多港発着 フェリー & 高速船併用	 唐津東港発着 フェリー往復利用	 車種
1名様	12,500	17,500	15,000	11,000	軽自動車
2名様	9,000	14,000	11,500	7,500	軽自動車
3名様	8,000	13,000	10,500	6,500	軽自動車
4名様	8,000	13,000	10,500	6,500	軽or普通車
5名様	7,500	12,500	10,000	6,000	普通車

※小人船代: フェリー往復 2,800 円、高速船往復 5,600 円、フェリー&高速船併用 4,200 円、唐津東港発着フェリー往復 2,000 円(レンタカーの利用人数に小人は含めません)
※等級アップ加算料金(片道): 1等800円、2等指定400円(小人半額) ※免責補償加入済み(ノンオペレーションチャージは対象外) ※各港への送迎又は配返車対応
※全車カーナビ装備 ※ガソリン代はお客様負担となります ※ミニバンクラス(7~8名乗り)希望の場合は 空き状況により手配可能ですので 備考欄へご記入下さい

日帰りレンタカー付プラン利用特典

オリジナル特典

プランご利用の方に
「杵岐のお菓子セット」
「杵岐の塩セット」
いずれかを
プレゼント！



旅行条件書(要約)

1. 本書面は、旅行業法第12条の4の定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。
2. 募集型企画旅行契約
1) この旅行は、一般社団法人杵岐市観光連盟が企画・募集し実施する国内旅行でありこの旅行に参加されるお客様は当連盟と募集型企画旅行契約を締結することになります。
2) 当連盟はお客様が、当連盟の定める旅行日程に従って、運送・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理する事を引き受けます。
3) 募集型企画旅行契約の内容・条件は各コース毎に記載されている条件のほか、ご旅行お申し込み時にお渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当連盟旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
3. 旅行の申し込みと契約の成立
1) 当連盟は、インターネット・郵便・ファクシミリによるお申し込みを受け付けます。旅行契約は当連盟が契約の締結を承諾し、下記申込金を受領したときに成立するものとします。
(ただし、当連盟が指定する期日までに旅行代金を全額お支払いいただいた場合は、旅行代金を受領したときに成立するものとします)

旅行代金(お一人様につき)	お申し込み金
30,000円未満	6,000円以上
30,000円以上(60,000円未満)	12,000円以上

- 2) 期間限定のプランや価格により、申込が多数予想されるプランの場合は、お申し込み方法をインターネットに限定する場合がございます。
- 3) 郵便・ファクシミリでのお申し込みの場合、お申込書の提出が必要となります。専用用紙へ必要事項をご記入の上ご提出下さい。お電話のみでの受付はいたしません。
- 4) 当連盟提携のクレジットカード会員(以下「会員」という)「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」という)を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。
①契約成立は、当連盟が電話または郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき)とします。また、申込時には「会員番号・カード有効期限」等をお知らせいただきます。
②「カード利用日」とは旅行代金等の支払い、または払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また、取消料のカード利用日は「契約解除依頼日」とします。
③与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。
ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
④クレジットカードでのお支払いは全額一括決済となります。
⑤コンビニエンスストア支払い、銀行振込、あとからクレジットカードでのお支払いの場合、当連盟が指定した期日までに支払い頂きます。期日までにご入金が確認できない場合、当連盟は予約を取消する事があります。
4. お申込条件
1) 20歳未満の方のみのお申し込みの場合は、法定代理人(親権者など)の同意が必要です。16歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
2) 最小催行人員は、特に明示をしていない限り1名様(ただし、プランによっては2名様から催行)とします。
3) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当連盟の指定する条件に合致しない場合、お申し込みをお断りする場合がございます。
4) 身体に障害、慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を害している方などで特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当連盟は可能な範囲でこれに応じます。慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を害している方は医師の健康診断書提出していただく場合がございます。
この場合、旅行の実施に支障をきたすと当連盟が判断する場合は、同僚者の同行を条件とさせていただきます。プランの一部について内容を変更する事等を条件とする場合がございます。
5) お客様が旅行中に怪傷、傷害その他の事由により、医師の診断または治療を必要とする状態になったと当連盟が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる費用はお客様の負担となります。
6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
7) お客様の都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無について当連盟にご連絡いただきます。
8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当連盟が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがございます。
9) その他、当連盟の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合がございます。
10) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合がございます。
5. 確定書面(最終行程表)
1) 確定した旅行日程、船の便名及び宿泊施設の名前を記載した確定書面(最終行程表)を遅くとも、旅行開始日の前日までにお渡しいたします。お渡し方法は原則電子メール又はファクシミリとなります。
2) 本項の最終行程表は乗船券、クーポン類引換など、お客様が旅行サービスを受けるために必要な書面としてもご利用いただけます。
6. 旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当連盟が指定する期日まで)にお支払い下さい。
また、お客様が当連盟提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただく事があります。
この場合のカード利用日は、お客様からのお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

- 1) パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食事代、消費税等諸税が含まれます。
2) 旅行日程に記載のない交通費等の諸費用及び個人的性質の諸費用は含まれません。
お客様は万一の場合、当連盟の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。
ただし、この場合は当連盟所定の用紙に所定の事項をご記入のうえ提出下さい。
8. お客様による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始前)
1) お客様は次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただいて、いつでも旅行契約の解除ができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を引き払戻しいたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。

●日帰り旅行にかかわる取消料

コース	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算して遡って	日帰り旅行
①11日目に当る日以前の解除	無料
②10日目に当る日以前の解除(③～⑥を除く)	旅行代金の20%
③7日目に当る日以降の解除(④～⑥を除く)	旅行代金の30%
④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
⑤旅行開始日の解除(⑥を除く)	旅行代金の50%
⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- 2) 取消日とは、お客様が当連盟の営業日、営業時間に解除する旨をお申し出いただいた日とします。
- 3) お客様は次のいずれかに該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。
・旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
a. 旅行開始日又は終了日の変更
b. 入場する観光地・観光施設・その他の旅行の目的地の変更
c. 運輸機関の種類又は会社名の変更
d. 運輸機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
e. 宿泊機関の種類又は名称の変更
・旅行代金が増額されたとき(旅行者から、契約内容の変更の求めがあった場合を除きます)
・天災地変・戦乱・暴動、運輸・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じ、旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となる又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
・当連盟が旅行者に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
・当連盟の責に帰すべき事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実となったとき。
- 4) 通信契約を締結したお客様に、払戻すべき金額が生じたときは、当連盟は、提携会社のカード会に払戻します。この場合において、当連盟は旅行開始前の解除による払戻しにあたっては、解除の翌した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払戻すべき額を通知するものとし、お通知を行った日をカード利用日とします。
9. 添乗員の有無
当連盟フリープランに、添乗員は同行しません。お客様が旅行サービスをうけるための手続きはお客様で行って下さい。
10. 特別補償について
当連盟は、旅行者が当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命・身体又は手荷物に被損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円に相当する損害補償金として15万円を限度(ただし、1個又は1対についての補償限度は10万円です)支払います。
ただし、旅行者が当連盟の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日が定められている場合に旨及び当該日に生じた事故による生命・身体または手荷物の損害については、補償金及び見舞金のなされない旨について、契約書面に明示したときは、当該日は「募集旅行参加中」とは致しません。
11. 個人情報取扱について
当連盟は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された、個人情報について、旅行者との間にも利用させて頂くほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供する手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
※その他、当連盟は
1) 当連盟及び当連盟と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内
2) 交通渋滞など当連盟の責任に帰すべき事由によらず、ご予約便に乗り遅れの場合、あらたに乗船券いただきます。また、ご予約便の乗船料の払い戻しはございません。
3) 悪天候など、予約便が欠航となった場合は、旅行代金を全額払い戻いたします。

13. 約款準拠
本旅行条件説明書面に記載のない事項は当連盟の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)に定めるものとします。

- 旅行条件・ご旅行代金の基準
この旅行条件は2023年4月1日を基準としています。また旅行代金は2023年4月1日現在の有効期を基準としています。

【旅行企画・実施】

一般社団法人杵岐市観光連盟

長崎県知事登録旅行業 地域 172号 国内旅行業務取扱管理者 高城 裕美
一般社団法人全国旅行業協会正会員 募集型企画旅行実施可能区域:福岡市・唐津市・対馬市

〒811-5133 長崎県杵岐市郷ノ浦町本村舩620-1
TEL.0920-47-3700 / FAX.0920-47-5302

【営業時間】平日 8時30分～17時15分【定休日】土曜 日曜・祝日・年末年始